

令和3年度 第1回松戸市介護保険運営協議会議事録

開催日時	令和3年5月20日(木) 午後2時から午後3時20分まで
開催場所	松戸市役所新館7階 大会議室 (一部オンラインにて実施)
出席委員	川越正平 委員(会長)
	手島宏明 委員
	長谷川栄一 委員
	津川清 委員
	久松康士 委員
	久留善武 委員 ※オンライン出席
	小泉裕史 委員 ※オンライン出席
	小松崎康文 委員 ※オンライン出席
	石澤利章 委員 ※オンライン出席
	小川早苗 委員
	小島可代子 委員
	宮本哲男 委員 ※オンライン出席
	石井峰義 委員 ※オンライン出席
	原田信子 委員 ※オンライン出席
	丸田敬子 委員 ※オンライン出席
	山崎佳子 委員 ※オンライン出席

事務局出席者

福祉長寿部 田中審議監、中沢参事監
高齢者支援課 木村補佐
地域包括ケア推進課 川鍋課長
介護保険課 高橋課長、高安補佐、松崎補佐、屋城主幹、
染谷主幹、須志原主査、蟹江主査、小野主査

傍聴者 5名

令和3年度 第1回松戸市介護保険運営協議会議事録

日時：令和3年5月20日（木）

午後2時00分～午後3時20分

場所：市役所7階大会議室

（会長）

それでは、第1回松戸市介護保険運営協議会を始めたいと思います。
まず、会議の公開についてですが、当会議は公開の会議となっております。
本日の傍聴はありますか。

〇〇〇様他4名から、本日の会議を傍聴したいとのことであります。これを、
許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

どうぞ、お入りください。

<傍聴者入場>

（会長）

続きまして、報告1 資料No.1「地域密着型サービスの状況」について、事務局から説明をお願いします。

（介護保険課長）

報告1、資料1. 地域密着型サービス事業者等の状況について、特にお伝えしたい点に絞って説明させていただきます。

1 ページから5ページにかけては、令和3年2月末日現在の地域密着型サービスの利用状況を記載しております。

2 ページ目をお願い致します。11番のパナソニックエイジフリーケアセンター松戸北小金・小規模多機能につきましては、利用定員が29名から24名に変更となっております。

3 ページの2、看護小規模多機能型居宅介護サービス種類別利用者数内訳に

ついて、1か所訂正がございます。4番、かえりえ八柱の1月あたり延べ利用者数の介護保険分の訪問看護の提供回数が20回となっておりますが、21回に訂正をお願い致します。

続いて7ページをお願い致します。実地指導につきましては、状況に応じ書面、または訪問にて実施致しました。昨年度書面にて実施した際、本来訪問すれば確認できる書類も、複写し提出頂く必要があるため、事業所から負担を感じる声も聞かれたことから、令和3年度につきましては、基本的には感染予防対策を行った上で訪問にて実施予定ではございますが、地域の感染状況等も考慮しながら、都度判断してまいりたいと考えております。

また、集団指導につきましても、実施方法は現在検討中ではございますが、例年通りの時期に行っていく予定となっております。

以上説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご質問やコメントなどございましたら、お願いいたします。

(委員)

2-2小規模多機能型サービスの件なのですが、訪問と宿泊が1年前に比べて利用回数が増えている、今回、回数が増えた理由は説明を読み理解いたしました。ありがとうございました。

ただ、もうひとつ宿泊についてお聞きしたいのですが、登録者数が定員数に達していない場合に限り登録者以外の人を受け入れも可能とのこと聞いていたのですが、今年度2021年度から改定になりそうで、登録者が定員に達していても空きがあれば登録者以外の人利用も可能になるという記事を読みました。ということは、これから先宿泊もかなり増えてくると思うのですが、もしそうであれば、介護する側からみると宿泊が増えるということは少し気持ちが楽になり、とても素晴らしいことだと思いますが、その辺のところの感じはどうなのでしょう。

(会長)

では、事務局お願いします。

(介護保険課長)

ご質問の趣旨の確認をさせていただきたいのですが、ショートステイがあると家族のレスパイトが進むからいいのではないかなというようにことよろしか

ったでしょうか。

(委員)

はい。

(介護保険課長)

ありがとうございます。基本的には、ショートステイは小規模多機能に限らず、介護者の負担を軽減するという観点では非常に重要なものだと考えておりますので、選択肢が増える点についてはとてもいいかなと私達も歓迎はしております。

一方で、宿泊ということに関しては、昨今のコロナの状況もございまして、いろんな感染予防の観点も重要なことなので、その辺りは併せて事業所さんとお話を進めていきながら実施していくことが重要かなという風に思っております。以上です。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。

今ご質問いただいたポイントは、現実に存在している資源を有効に市民の方がご活用できる可能性が広がったということで、すごく前向きな改定だったのではないかと思います。

まだそのような使い方が行われていないかと思いますので、段々ケアマネジャーさんも認知してくださったり、現場の当事者の方々もそういう使い方ができるようになると良いのではないかと思います。

今、この報告書は当然のことながら登録者を想定して欄を作って事務局の資料を整えていただいておりますけれども、確かに今後登録外宿泊利用っていうのが出てきた場合には、何か看護小規模多機能の医療ケア訪問看護のように、ちよっと別なのを作ってもよいのかもしれないですね。

これはまた事務局で検討していただければと思います。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。
ではお願いいたします。

(委員)

事前に質問を出しておりまして、回答も一応出ております。

7ページ指導・監査です。この件につきまして一応何を確認するのでしょうかという質問に、条例で決められている基準とそれから加算等の要件を満たしているかということだという回答もございましたので、条例は私のほうで一応確認してみたいと思います。

実はこの7ページに書かれています主な指導事項等につきましては、2件ほど市に報告が必要な事故について報告していないことを確認した、ということですが、この事故というのは具体的にどんな事故だったのでしょうか。

(会長)

では、事務局お願いします。

(介護保険課長)

確認しましたところ、以前からこの介護保険運営協議会で報告させていた
いている報告事項のなかで薬の関係、誤薬・落薬についてご報告をいただい
てなかつたということでございます。以上です。

(委員)

はい、わかりました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。オンラインのご参加の委員の先生他皆様も願
いいたします。では〇〇委員お願いいたします。

(委員)

はい、ありがとうございます。

ただいまの現地指導につきましての事故に関するところに関連して、ご質問
とご意見を申し上げさせていただきます。

この運営協議会において、事故とか苦情の取り扱いというのは第三者性や客
観的に介護保険事業を評価するという意味合いで、非常に重要だと思っており

ます。それから事故は特に再び起こってはいけないので、事故の要因とか対処についてきちんと把握したうえで、松戸市内の事業者さんたちにも注意喚起を促していくと、こういうような取組みが必要だろうと思っているところです。

ただ、コロナの関係もございまして、事務局からご報告ございましたように、なかなか実地指導ができなかったりということもあるんですけども、今回のこのご指摘については、そもそもその報告することについて欠落をしていたということもございますので、やはり市の対応としてはまず事故の報告について指定基準上の義務として事業所に課しておりますので、まずきちんとした周知をはかっていただきたいということと、介護保険法上苦情対応については各都道府県の国保連が対応することもありますので保険者と国保連が重層的に対応するということが介護保険法上でできておりますけれども、事故対応については基本的に保険者に対応が任されておりますので、そうした場合やはり保険者の側の対応というのが非常に重要になってまいりますので、ぜひ事故についてはもう少し、今ご質問ありましたようにどういう事故であったのか、どういう対処をしたのか、そしてその後それについてはきちんとした、利用者に問題なかったのかということとか万が一賠償が必要な場合には賠償をきちんとされたのかにもついて含めてご報告いただければありがたいなと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。今後そのようなことも踏まえていただければと思います。

他にございますでしょうか。では、〇〇委員お願いします。

(委員)

よろしく申し上げます。

今の事故の報告が必要だったけれども報告がなされなかったというのが誤薬とか落薬の問題であったということで、薬剤師としてもちょっと気がかりな点かなと考えました。

昨年度、1年間に市に寄せられた事故報告書のなかで180数件が薬に関する事例だったということ把握しております。その内訳としましては、今出てきました落薬が65件で35%、それから投与を忘れてしまった事例44件で24%、それから他人の薬を飲ませてしまうという他人薬と呼ばれるもの40件21%含まれておりました。

薬に対する日常業務のルーチンとして行っており、薬の危険性というかそれが何の薬なのかどれくらい危険があるものなのか、例えば糖尿の薬ですと抗凝固薬が含まれておりますし、もう少し飲ませることによってどういうことにな

るのかという認識をもう少ししっかり持っていただきたいというのが一つあります。

それから複数の業務を行う上で、複数の利用者さんに薬を同時に持って行ってそれで入れ替えてしまう事例ですとか、漢字を読めないような要は患者の氏名が読めなかったというような外国の方も含まれておりますので、教育の方もしっかりとやっていただく必要があるのかなと考えます。

薬剤師会としましても、今は中断してしまっていますが、薬の勉強会・研修会というようなものをこちらの方で開催するなどして、もう少し薬に対する認識をあげるように介入させていただきたいなというふうに考えております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。重要なお報告をいただきました。ぜひ今後活かしていければと思います。

よろしいでしょうか。他に無いようでしたら、報告1「地域密着型サービスの状況」についての質疑を終わります。

続きまして、議題1 資料No.2「地域密着型サービス等の指定について」を議題といたします。

(介護保険課長)

議題1、資料2、「地域密着型サービス事業者等の指定等について」ご説明の前に、1ページ目、本市における申請書類の簡素化についてご説明致します。

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、「少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、専門人材が利用者のケアに集中し、ケアの質を担保するために介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減が求められる」とされ、指定申請関連文書、指導監査関連文書等における自治体間での標準化および簡素化への取り組みとして、厚生労働省から標準書式や実地指導等に関する運用指針が示されました。一方で、実際に今期計画を策定するにあたり実施した市内所在の介護保険サービス事業所管理者および従事者向けのアンケートでも、市に望むこととして「事務手続きの簡略化」が管理者で43.4%、介護従事者で25.3%との結果が出ております。

3ページをお願い致します。これらのことを鑑み、本市の指定申請関連文書に関する対応と致しまして、サービス種類ごとに必要書類の精査を行いました。国から提示された内容に加え、基準および加算取得要件の確認に必要なものとして、各サービス一番右列の「新」記載の内容にて、指定申請、指定更新を行って

まいりたいと考えております。同様に届出や指導の方法につきましても、国の方針に沿った形で順次実施してまいりたいと考えております。

それでは今回ご審議頂く対象についてご説明致します。4ページをお願い致します。新規指定と致しまして、認知症対応型通所介護1件、指定更新と致しまして看護小規模多機能型居宅介護1件でございます。

続きまして5ページ、報告と致しまして、宿泊を伴わない地域密着型通所介護2件、居宅介護支援事業所の新規指定が4件、6ページ記載のとおり、指定更新が7件ございました。更新に先立ち実施した実地指導では、軽微な指導事項はございましたが、各事業所ともおおむね問題ないものと判断し、更新をさせていただいたことを報告致します。

それではご審議頂く1件目について7ページをお願い致します。認知症対応型通所介護、名称は『愛の家デイサービス松戸小金原』運営法人は「メディカル・ケア・サービス株式会社」所在地は小金原8丁目13番地の1でございます。

指定に係る資料の確認も済んでおりますので、来る6月1日の指定を行う方向で進めてまいりたいと考えております。なお、本施設はグループホームの一部を活用した共用型認知症対応型通所介護事業所となり、9ページの平面図にございます「居間兼食堂」を共有することとなります。定員につきましては、共用型認知症対応型通所介護事業所の指定基準に則り3人となっております。以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

まず最初に、3ページの提出を変更するというA4の表がありますが、作成体力とか、そういったものを簡略化するという趣旨で、削減していくというのは、大変に賛成だというふうに、一応考えてます。

ただ、削減するにあたっては、基本的な考え方は、このように考えます。

基本的に、新規の開設にあたっては、ここに記載の38の帳票、これは基本的に全部作成するんですね。

それから更新にあたって、作成はするけれども提出は不要とします。従って、更新の際に、必要とあれば、例えば「これを出してください。」と言われたときには出せる状態にあると、そういう理解でよろしいでしょうか。

(会長)

では、事務局お願いします。

(介護保険課長)

本日お配りしてます、質問事項一覧の3ページ目の14番のところの回答にありますけれども、基本的にはこちらの回答のとおりです。

提出書類は、その事業所の種別によって色々出すものも違ったりしますので、項目に㊦と書いてあるものが、基本的な提出書類というふうになっております。

指導・監査の話も少しあったかと思えますけれども、そちらについては、その都度、必要があった時には出させますけれども、基本的にはこちらの基準通りでやらせていただく予定でございます。

(委員)

ということは、基本的には作成するという前提でよろしいわけですね。

これは38に関わるその資料といいますか、報告といいますか、については各施設とも決まったものについては作成すると。

この38が全部の事業所に作成の義務があるのではなくて、当然部分的にこれはないというようなどころがあると思えますけれども、これらは基本的に網羅されるという理解でよろしいでしょうか、というのが質問です。

(介護保険課長)

作成の義務があるかないかということについては、松戸市側に提出していただくということに対する書式については、義務がございます。それ以外のものについては、義務がないと考えております。

(委員)

ここの回答のところで見ますと、下から2行目なんですけれども、回答の欄の下から2行目。『基準上の規定がないものについては、国の方針に従い提出は不要としました。』とありますが、この基準上の規定というのは松戸市が作るのでしょうか。

(介護保険課長)

基準につきましては、まず基本的に国の方から示されたものをベースにそれを条例化しております。

勿論、それ以外に冒頭に私が申し上げた加算に関しては、元々国が定めたも

のがありますので、そちらの方の書類になります。

(委員)

基準上の規定というのは、国の方針に従うというわけですね。

国の方針から外れて、各事業所の内容を確認するためには、この帳票は必要です、といったようなときは、松戸市としてこれは作ってください、ということは、松戸市の規定の中に決めてよろしいのではないのでしょうか。

具体的に申しますと、一番気になったのは、ここの帳票にあるNo.3 6 開設者概要というのがあります。これは国の基準には入ってないんですよ。今回これは提出不要とする、ということになっているように思いますが、私の意見ではこれは必要と判断します。

次のテーマの「愛の家」とか、そここのところに出てきていますけれども、新規の開設に必要な資料として、開設者概要は判断する上で、必須のものだと思うんですよ。今回残念ながら付いていないんですけども、これはぜひ付けていただきたい。言ってる意味、お分かりになりますね。

(介護保険課長)

ありがとうございます。まず、新規のということについて、私共慎重に選ぶということについては、ご賛同いたします。

手続き論の話で申し上げますと、地域密着型サービスのほとんどのものを、皆様方の運営協議会にかける前に、まず公募をしております。例えば、グループホームなら何床いついつとか、そういう形で公募をしています。その公募の中で、経理状況等総合的に含めてプロポーザルをしてもらっている中で、ここは大丈夫だ、といったような事業所を選んでおります。

ですので、手続き論的には、まずそういったところで、ここの運営は基本的な経理と言いますか、運営開設者の状況については大丈夫としたのを担保としたうえで、公募として選んでいます。そのうえで、今度は介護保険上の基準を満たしているかどうかも含めまして、皆様方の方にご意見をうかがうというようなスタンスをとっておりますので、開設者のことについては、実際の指定申請事務においては、不要というように思います。以上です。

(委員)

はい、わかりました。わかりましたということは、そういうことですがけれども、次のテーマの「愛の家」という開設についてどうですか、と言われたときに我々が判断するときに、この会社、この事業者、この施設は大丈夫なんではないか、ということの疑問には実は我々確認できないんです。事務局はきちん

と確認してくれていると言って、当然それを信頼しないわけではないんですけども、我々自身が確認したうえで了解する、ということにした方がよろしいんじゃないでしょうか。そうじゃないと、ここで協議しても、もうほとんど意味があまりないんですよね。私はそのように思います。他の委員の方々のご意見も参考にいただいたら、いかがでしょうか。

私としては、その会社がきちんと運営され、会社自体が新しく出るところは新しく出ますので、運営がいいかどうか、適正かどうか、それはもちろんこれからの問題ですけども、そのベースになる運営の会社がきちんとした会社として成り立っている、ということを確認したうえで、了解したいなと思います。

それがなければ、単に事務局の方が確認したから、じゃあ我々も OK ですよ、ということになるというのは違うのではないかと、というのが私の意見です。いかがでしょうか。

(会長)

〇〇委員のご意見承りました。

この協議会の役割といいますか、何を検討するか、というところの基本的な話なのかなと思いました。

一方で、市の方としましては、恐らく、新しい事業者の公募を行ったときに、恐らく、外部の委員の方も含まれるような選考委員会というものが開かれて、選定がなされているのだらうと思います。ですので、選定についてはそこが責任をもってなさっている、ということだと。ただ制度上、それを運営協議会でも諮るということになっていて、それを承認するというような手順になるのだと思います。

過去の経緯を振り返りますと、実際に残念な経過があつて、最終的に廃止に至ったグループホームがございました。

ですので、一旦立ち上がったものを閉じるというのは簡単なことではなくて、何年もの経過があつて、そのような結論に至りましたけれども、元を正すと、そのような不安定な事業者を対応するのが適切だったのか、というような論がありうると思うんですけども、その当時は分からなかったということだったのかもしれませんが、開始後に何か変化したということだったのかもしれません。

ただ、勿論ああいうことはできる限り起きない方がいいと思いますので、今後新規の事業者の選定は、より厳密にと言いますか、適切にやっていただけたらなと思います。

この運営協議会の場が、それを全てになるということでは制度上ないという

ことではないかと、そのようなことでよろしかったでしょうか。

〇〇委員ご発言をお願いいたします。

(委員)

今〇〇委員からお話がありましたように、私の今回の質問の中で資産状況ということで、業者さんの状況を知ることが大事かと思って、ご質問をしているわけです。

基本的に、例えば、一般的な特養さんなんかの場合には、どんどん公開を義務付けられるように介護保険の資産関係とか財務関係の公開が進む中で、小規模多機能さんなんかもそういう意味で。

今回基準が、仮に廃止されるのであれば結構ですけれども、やはり過去何年間の経過の中での経営というものは、しっかりつかんでいただかないとまずいんじゃないかと、実は思います。

ですので、会長が仰るように、ここで項目に載せないのであれば、選定する前の段階で、しっかりとそういうところも、チェック項目を内部で上手くかけていただければと思います。以上です。

(会長)

あまり聞き取れませんでしたですが、どうでしょうか。ちょっと聞き取りづらかったんですけれども、やはり資料として取り上げた方がよいというご意見だったでしょうか。

(委員)

可能であれば、取り上げた方がいいと思うのですが、もしも、それが会長が仰るようにそこまでのものでなければ、内部でしっかりとそういうものはおかれた方がいいかなと思います。ここでかけるということではなくてですね。

(会長)

ありがとうございます。恐らく、先程申し上げた外部の委員を含めた選考の会議自体が、一番責任が重くなるということで、厳密にやっていただくことにはなるかなと思います。

そして、今回の話は提出資料の簡素化ということだと思いますけれども、だからこれを載せてはいけないということでもないのかもしれない。

そこに何かこう疑義があって、それを理由に認めないという話もまた難しいとは思いますが、いずれにしても確認をしたいということは可能だと

思います。

どのようにしましょうか。

(介護保険課長)

色々ご意見ありがとうございます。今、会長にもおまとめいただいておりますけれども、基本的な役割は今後の選考委員会で色んなものを見て、こちらは介護保険法の指定上のところでの介護保険法に基づいたものを見ていただくというような、大きな切り分けがあるんですけれども。

例えば、今、答えがまだこれで行きますとは言いつらいですけど、例えば、公募の中で経理状況がこんなだったとかというような、選んだ後の外に出せるような部分として、情報がもしあれば、それをこちらにご提供させていただくのか、そういったことをすることによって、事業者さんの負担はそれほど重くもならないかなと思いますし、何かその辺でうまくできるかどうか検討させていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

はい、逆に新規の時は、その公募委員の方できちんと内容を確認し、吟味したうえで推薦するかどうか、承認するか決めますということでもいいと思うのですが、更新の時にはそれは入らないですね。その公募委員の方の作業は、ありませんですね。

そうすると、更新の場合にはこの場が更新を決めるわけですね。

そうすると、期限は6年ですか。種類によって違うと思いますが、6年経つてれば、最初の時の公募の時の経営状況と、現在の数字が違っている可能性というのは、当然のことながらありますよね。

従って、その数字を確認するという事は、必ず必要なことです。事務局は当然確認されると思いますけれども、その確認を、我々の前でオープンにしていけないと。それを、市のホームページに載せるかどうか、という話ではなくて、この場で決めるとしたら、その資料が必ず必要ではないかという風に思います。

この開設者概要というのは、必ず作っている資料ですね。その資料をこの場に出すということ、もし外に出してはいけないという位置づけで考えるならば、回収したっていいですよ。会議が終わったら、回収してください。我々が持つことはしなくていいです。

とにかく見たうえで、疑義があれば、疑義といいますかね質問があれば、質問してこれはどうなんだろうかと、ということ、話し合う機会をなくしては

いけないと、私は思います。

(会長)

〇〇委員お願いします。

(委員)

はい、ありがとうございます。各委員のご指摘、ご心配の件、非常に理解を
するところです。

当然、介護保険事業でございますので、適切にサービスが提供されるかどうか
について、経営状況というのは非常に重要な要素だろうと思います。

しかしながら、今〇〇委員が仰ったように公募の評価委員会、もしくはこの
運営協議会の場に、財務諸表なり経営状況の指標が示されたとして、我々が何
を判断基準として、これは「良し」とするのか、これは「ダメ」とするのか？
という判断指標を策定するのが難しいという側面も一方でございます。

例えば、介護保険は事業所ごとの指定をとっておりますので、事業所として
の財務ということで見るのか、法人全体としての財務で見るのか、という問題
もあります。

それから、非常に小規模な事業者さんの場合、財務力が乏しいので認めない
とするのか、そういうことも出てまいります。

もう一つ。更に言うと、介護保険の事業というのは、事業を開始してから一
定期間の後に報酬が支払われるという仕組みでございます。介護保険を始めて
いない状態で、まだ介護保険の収入は入ってこないわけですね。従って、運営
をしてからしか、財務諸表の状況というのは見れないというのが、実際のところ
なのです。

このようなことを考えた時に、先程、介護保険課長の方からご説明ございま
したように、国でも同じ議論があるわけですが、基本的には介護保険法の指定
事業者は介護保険の指定基準に照らして適切なサービスを提供する義務を有し
ております。従って、サービスが提供できているかどうか重要であって、そ
れが財務においてどうかということになると、ただいま申し上げたような点を
含めて、また若干違う議論になってしまう気がいたします。

ご心配なことはよくわかりますので、そこは全く見ないということわけでは
なくて、介護報酬改定の度に「経営実態調査」なども実施されていたり、指導
監査等でも一定のチェックをすることは必要ですけれども、その判断として、
それで指定を認めるか認めないかのところの判断指標として財務を使ってしま
うと、ちょっと危険のような気がいたします。

意見ということでしたので、私の方から意見を申し上げました。

(会長)

ありがとうございました。では〇〇委員お願いします。

(委員)

すみません。〇〇でございます。

介護サービス事業者側が誰も発言していないので、内容的に発言しておこうかなと思ひまして、手を上げさせていただきました。

少なからず、今日ご出席の委員の方は、多分公募とか色々経験されていると思います。

ご意見をということだったので、事業所側としては公募受けている以上、最初の時に財務諸表であったりとか、厳しい審査を受けているはずなんですね。

ただ、あくまでもこの協議会に関して、介護保険上の審査をしてくれということであれば、その部分を担うのは当然かなと思います。

ただし、松戸市さん側をお願いというか、させていただけるのであれば、先程からもいくつかご意見あがっていますけれども、最初の時に財務諸表を見ました、だから OK ですというわけではなくて、他の機関とか組織の中で、やはりその後に財務諸表をチェックするような体制を作った方が、いいんじゃないかなと思います。

それはなぜかという、たまにありますけれども、認可をおろした後に急に例えば有料老人ホームであったりだとか、介護事業者さん急に絶ちいなくなると、そこに住まわれていた介護受けている方の行き場がなくなった、気が付いたら行政の方が全然そのような状況なんて知らなかったということもあつたりとかして、実際に介護を利用されている人が路頭に迷ってしまうという事例も発生しているので、最初の時にチェックしたから後はもういいやではなくて、やはりその後に財務諸表を、ここで審議しないのであれば、定期的に、やはり確認する場は作っていただく方がよろしいのかなと個人的には思います。

なので、あくまでもこの協議会で介護保険上のものだけ審査してくれということであれば、そこは責任もって審査を進めていけばよろしいのではないかなっていうふうには、個人的には思います。

というところですかね。以上になります。

(会長)

ありがとうございます。

色々なご意見を頂戴しましたがけれども、最終的にどのようにまとめるのが、よろしいでしょうか。

事務局として何かこう、腹案ございますか。

(介護保険課長)

〇〇委員からもございましたけれども、また〇〇委員からもご意見頂戴しまして、私共としましては基本的には、要は利用者さんに不利益がないようにするという視点は、多分皆さんと共有ができていて、そのチェックをどうするかというお話だと理解しております。

元々、介護保険運営協議会にお願いしている部分としましては、しつこいようですけども、介護保険の法律上、先程〇〇委員も仰られたようにちゃんとサービスが提供されますよねというところなんですけれども、経営状況等は一方では、重い宿題のように思っているのですが、経営状況がしっかり見えるということについて、逆に言いますと、じゃあ我々の方で公認会計士を入れるのかどうかとかそういったことにもなりますし、正に〇〇委員仰ったのでいえば本当に、元々、介護保険法は参入しやすいような制度になっているので、あまりその資金力がなくても、実際色んなサービスができるような仕組みになっています。

一方、じゃあ大きい事業者さんが色んなお金を借りて、色んなことをやっていたとしたら、トータルとすると、ものすごい損益が見えるかもしれない。ただ、松戸でやる事業所は大丈夫か、そういったところの判断というのは、実は介護保険を指定する上では、ちょっと議論がしづらい部分にもなるので、色んな情報で、私達が出せるものは勿論出していきたいと思っております。

一方で、元々のこの国の改正趣旨は、色んな負担を、逆にかけることそのものが、人材不足が叫ばれている介護業界の運営そのものに、影響があるだろうということですので、なんらかの工夫で、皆様方に意見を頂戴できるものを、またご提示したいかなというふうに思います。

今回、実は既にこの2件提案させているものについては、今回ご説明した趣旨のもので、既にお出しさせていただいているということがございますので、今後少しその経営状況も含めて確認せよ、ということについては、少し検討させていただきたいと思っております。

基本的には、介護保険のサービスが適切に運営されるかどうか、その中で勿論経営状況が重要だと言われれば、それは仰るとおりなんですけれども、まずは介護保険法上どうかというところで、ご議論をいただくのを優先的にやっていただきながら、また次回ちょっと状況をご説明できればなと思っております。

(会長)

ありがとうございます。

では少し、委員の皆様方からのご意見まとめさせていただきますと、あくまでも運営協議会の場合は、介護保険法上の要件なり満たしているかどうかというのを確認する場である。それはそれで、そういうことだろうと思います。

しかしながら、それ以外の理由で事業が立ち行かなくなるとか、利用者さんにご迷惑がかかるようなことは極力避けなければいけない。これも確かだと思います。

実際に過去に経験したグループホームの事例で、決算の訂正が後でなされたり、労働基準法上の要件を満たしていなかったということが、発覚したというようなこともありました。

それは確かに、介護保険と別の文脈ですけれども、働いている方が守られなければいけないことも、明白だと思います。そのようなことの担保といいますか、確認をやはり市に責任を持ってやっていただく。それが、更新の時6年後に分かってくるっていう場合も、確かにあるのかもしれませんが、もし問題がある場合には、ぜひご報告をいただいて、併せて審議をするっていうことになるのかもしれませんが。定例で資料を作るのかどうかは、次回また最終的な案として、運営協議会にご報告いただければと思います。

では、続きのご質問がありましたでしょうか。よろしいですか。

では、お願いいたします。

(委員)

すみません。もう一点、デイサービス愛の家デイサービス、このとこの報告表No.1のあれを見ましてですね。この利用者の定員が3名です。それに対して従業員の従業員というか配置の職員の数が9名常勤換算5.2名とあるんですけども、ちょっとこれバランスがあれなんじゃないかと、違うんじゃないかなと思うんですが。3人の利用者に対して5.2名の人をつけて運営しますというのは、なんかちょっと違ってないかなと思うんですが、これは一応確認していただきたいという質問は出しましたけれども、どうでしたでしょうか。

(会長)

では事務局お願いいたします。

(介護保険課長)

質問事項一覧の16番、4ページ目の16番、次の2番目のところだと思います。

(委員)

そうですね。わかりました。

(会長)

ではこの新規指定案件につきまして、ご審議よろしいでしょうか。

議題1「地域密着型サービス等の指定」のうち、4ページ 新規指定1件について承認したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

はい、それでは新規指定1件は承認されました。

ここで1時間が開始から経過しましたので、換気のため5分間休憩したいと思います。

<休憩>

(会長)

それでは再開いたします。

続きまして、4ページ 指定更新1件を議題といたします。審議の公平性に万全を期するため、関係する委員には一時ご退席をお願いいたします。

<関係委員退席>

(会長)

それでは事務局からご説明お願いいたします。

(事務局)

10ページをお願い致します。看護小規模多機能型居宅介護の指定更新についてご説明致します。名称は『かえりえ河原塚』、運営法人は「株式会社やさしい手」でございます。

所在地は河原塚69番地の1、日常生活圏域は東部地区、登録定員は29名でございます。7名の宿泊定員につきましては、従前通り宿泊専用スペースが6室と、居間・食堂の一部を区切り、宿泊室として1室確保する形となっております。令和3年6月1日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、説明させて頂きました件について、ご審議のほど、よろしく願いいた

します。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(会長)

特にございませんか。

では特にご意見無いようでしたら、議題1「地域密着型サービス等の指定」のうち、指定更新1件を承認いたします。事務局は退席した委員へ、入室を指示して下さい。

<関係委員入室>

(会長)

最後に、ご意見・ご報告事項はありますか。

(委員)

介護保険課さんへの要望です。冒頭、田中審議監からもありました、ワクチン接種の説明ですけれども、松戸市においては、医療従事者、施設入居高齢者、65歳以上の高齢者と順調に進んでいることと思います。居宅で暮らす接種が遅れてしまっている要介護者や高齢者を感染から守るためにも、居宅介護サービス従事者へのワクチン接種が重要だと考えます。今後、ワクチンもコンスタントに供給されると聞いております。そのため、居宅介護サービス従事者への速やかなワクチン接種を介護保険課からワクチン担当室に要望していただきたいと思っております。当日の要望で申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

(介護保険課長)

ご要望ありがとうございます。私たちの方も当初からワクチン接種については、在宅の要介護者、あるいは居宅介護サービス従事者の方々にどうすれば打てるのかということ、委員と同じように担当としては思っておりました。

ご存じかもしれませんが、国の制度をご紹介いたしますと、実際65歳以上の方のワクチン接種と同時に高齢者施設等が始まっていて、その中に高齢者施設の従事者を入れているのは、いわば特例なんですけれども、その特例と同じ扱いで、居宅サービス事業者さんのうち、今後地域で感染が広がり、自宅療養者が増えたり濃厚接触者が増えて、その方々に対する介護サービスを行うといった場

合においては、高齢者施設の従事者と同様の扱いで、都道府県と協議したうえで市町村はやっていいですよ、もちろんそれはワクチンの供給状況、接種体制の状況等を踏まえて判断していいですよ、といったような通知が実は出ておりました、少なくともそのスキームは作れないかといったことは、介護保険課においてもワクチン接種担当室とともにそういう話ができないかということは持ち掛けていたところでございます。

一方で、皆様方からもいろいろとお話を伺っておりますと、やはり従事者の中にワクチンを打った人がいるから、感染者のところに絶対行かなくてはいけないのかとか、色々ハレーションが起きているということも伺っておりますので、その部分は慎重にやっていかなくてはいけないと思いつながら、関西の方の事例等を踏まえますと、感染爆発になってから準備をしたのでは遅いという認識は我々も持っておりますので、委員のご要望も踏まえまして、これまでもワクチン担当室とは話もしておりますので、今後どういう形でやると皆様方にスムーズに接種ができるか、そして居宅サービス従事者の方々が安心するということは在宅要介護者さんの安心につながると思っておりますので、医師会の先生方を含めまして、色々な受け入れの形を模索できないかということは共有できると思っておりますので、要望は考えております。

(委員)

ありがとうございます。色々な面で不備や進められない状況もあるかと思うのですが、その辺は松戸市医師会等々にご相談を頂きたいと思っております。高齢者に対応しているにあたり、感染してしまつて PCR プラスになってしまったケアマネジャーも多々いるものですから、その辺も含めましてどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(会長)

重要なお指摘と、それに対するご回答ありがとうございます。

実際、高齢者の接種が進みつつあるわけですけれども、最終的に残つてしまうのは、接種に簡単に行くことができない要介護の方であることは間違いないと思つます。

その対策はもちろん一番重要ですが、その方々を守るためにも、居宅介護サービス従事者の方への接種を、今まで優先とされている人に次いで優先にしていくべきであると思つます。

まだ国がそういったことを明確にしていないう段階ですが、幸いおそらく6月中にワクチン自体の供給は安定化するという風に報道もされておりますので、その目途が立ってから考え始めるのではなくて、今のうちから打てるよう

になったらどのように打つのかといったことはぜひ検討を始めておいていただければと思います。

もちろん現在の集団接種、個別接種、それから施設巡回に過度な負担をかける形ですとうまくいきませんが、我々例えば医療従事者の場合ですと、まだ打てていない方たちをうまく医療機関を紐づけて打つというような、全然別枠の接種体制を整えて今やっと進んでいるところもあるんですけれども、そのような別枠の接種体制を居宅サービスの介護従事者向けに検討しないと速やかにはできないのかもしれませんが、65歳未満の方と一緒に順番に並んで打つというようなことになってしまいますと、ものすごく時間がかかってしまうおそれもありますので、ぜひ別枠で優れた接種方法を検討していただければと思います。

ワクチン接種担当室がお忙しいことは間違いないと思いますので、ぜひ介護保険部門の皆様方のお知恵も伝えていただけたらと思います。ぜひお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。他にご意見等ございますか。

(委員)

事業者指定に関して、今回個別案件の審査でしたので、先ほどは発言を控えさせていただきましたが、昨年度のこの運営協議会の場でも申し上げたのですが、昨年7月熊本の豪雨によって特別養護老人ホーム「千寿園」で14名の方が犠牲になりました。

災害が発生いたしますと、やはり高齢者の避難というのは非常に難しく、どうしても災害弱者ということになってしまいますので、是非事業所指定の場合のチェック事項として、各市町村ごとにハザードマップを作っておりますので、その事業所施設が所在するところが、そのハザードマップとどのような位置関係にあるのか、避難経路はどうかといったことも加味して事業所と調整をして頂きたいというのがお願いでございます。

もうすでに対応済みかも知れませんが、報告書を見ますとこれまで厚労省の様々な指定関係の書類でも火災は消防設備、地震については耐震化と別の法規制のところで整理されており、なかなか災害(水害)に関しての視点というのが、これまで弱かったのも事実でございますので、指定の際にそういうことも十分加味して事業者側と調整をしていただきたいことの要請でございます。お願いいたします。

(会長)

重要なポイントありがとうございます。事務局からコメントございますか。

(介護保険課長)

ありがとうございます。

災害につきましては、以前の運営協議会でもご報告しているかもしれませんが、松戸市の地域密着型サービスの指定の条例の中で、避難関係の情報共有については、近隣の市町村より先に「ちゃんと明確にしてください」と位置づけた経過がございます。

また、一昨年だと記憶しておりますが、水防法の改正を踏まえまして、松戸の中でも、常磐線と江戸川との間ですとか、国分川の方ですとか、水防法上での河川氾濫といったことの位置づけが、今回地域防災計画の見直しの中で位置づけられたところがございますので、ハザードマップの話もございましたけれども、その地区に応じた避難や災害対策については、指導の場面も含めまして実施していきたいと考えております。

(委員)

ご報告いただきありがとうございます。

ぜひこの運営協議会の指定等の中での資料につきまして、そういう点についても検討した結果問題なかった、みたいな報告があるとより安心されるんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございました。他にございますか。

(委員)

昨年度から質問を事前に送付して、まとめていただいていた大変便利なのですが、当日配布ではなくて、1日前でも結構ですから事前にいただかないと、議事進行しながらこれを読んでいるわけにはいかないのです、事前にいただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。

では、事務局の方でそのように取り扱っていただければと思います。

よろしいでしょうか。では、これで本日の議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しします。

(司会)

会長ありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項がございます。次回開催につきましては、7月29日(木)午後2時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、お車でお越しの方がいらっしゃいましたら駐車券を職員にお申しけ下さい。

以上をもちまして、令和3年度第1回松戸市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。